# とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要領

### 1 目的

この要領は、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(以下「県推進機構」という。)において行う福祉サービス第三者評価機関(以下「第三者評価機関」という。)に対する認証の基準(以下「認証基準」という。)を定め、福祉サービス第三者評価(以下「評価」という。)の信頼性、透明性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図り、もって評価の普及・定着に資することを目的とする。

#### 2 第三者評価機関認証要件

次のすべての要件を満たした場合は、第三者評価機関として認証することができるものとする。

#### (1) 組織体制

- ア 法人格を有すること。
- イ 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
- (ア)次のa又はbに該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。
  - a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (イ) 評価調査者は、県推進機構が行う評価調査者研修を受講し修了していること。
- (ウ) 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
- (エ) 一件の第三者評価に2人以上(イ (ア) a 又はbの双方を含む)の評価調査者が一貫して当たること。
- ウ次のいずれにも該当すること。
- (ア) 県推進機構又は他の都道府県の推進組織から第三者評価機関の認証を取り消されてから5年を経過していないものでないこと。
- (イ) 社会福祉に関する法令の規定により刑に処せられ又は行政処分を受けてから5 年を経過していないものでないこと。
- (ウ) 第三者評価機関の取消要件に該当する行為又は法令違反の行為を行ってから5 年を経過していないものでないこと。
- (エ) 役員のうちに、第三者評価機関の認証を取り消され、社会福祉に関する法令の 規定により刑に処せられ、若しくは行政処分を受けてから5年を経過していない 者又はこれらの処分等を受けた法人の役員であった者で処分等の日から5年を経 過していない者を含まないこと。

- (オ) その他当該法人又は法人の役員に社会通念上第三者評価機関として認証することを不適当と認める事跡のないこと。
- (カ) 当該法人内において実施している福祉サービスについては、原則として第三者 評価を実施しないこと。

## (2) 規程等の整備

事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。 ア 所属する評価調査者一覧(評価調査者養成研修の修了に関すること及び上記(1) イ(ア) a 又は b の資格又は主な経歴に関することを含むものであること。なお、 氏名については非公表でも差し支えないこと。)

- イ 事業内容等に関する情報(名称、代表者名、所在地及び第三者評価を実施するサービス種別に関する情報を含むものであること。)
- ウ 第三者評価の手法に関する具体的な規程
- エ 守秘義務に関する規程
- オ 文書図画及び電磁的記録の保存及び廃棄に関する規程
- カ 倫理規程
- キ料金表
- ク 評価事業の実績

### (3) 苦情等への対応体制

第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(4) 第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い

ア とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構設置要綱(以下「設置要綱」という。) 6 (1) イに定める第三者評価基準に関する要件を満たすこと。

- イ 設置要綱6(2)に定める第三者評価の手法に関する要件を満たすこと。
- ウ 設置要綱7に定める第三者評価結果の取扱いに関する要件を満たすこと。

#### 3 認証の有効期間

認証の有効期間は原則3年間とする。ただし、認証の有効期間の満了日は、認証を受けた日にかかわらず、県推進機構が定める3か年度における最終年度の3月31日とする。

## 4 第三者評価機関認証の取消要件

以下のいずれかに該当した場合は、第三者評価機関としての認証を取り消すことができる。

- (1) 前記2に定める第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 原則として3年間事業実績がない場合
- (3)後記7に定める定期的な事業報告又は県推進機構への協力を行わない場合
- (4) 不正な行為が行われた場合 なお不正な行為とは次の行為をいう。
  - ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
  - イ 守秘義務に違反すること
  - ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
  - エ 法令又は2(2)の規程等に違反すること
  - オ 有利な取扱いその他の公正・中立性に反する取扱いを事前又は事後に約束して評価を行うこと。
  - カ その他社会通念上不正な行為と認められる行為

### 5 認証の更新

第三者評価機関の認証は更新することができる。この際、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に関わる評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上(認証の有効期間が2年以下の場合は6件以上、1年以下の場合は3件以上)の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者は、県推進機構が実施する更新時研修を受講するよう努めるものとし、当該評価件数が10件未満(認証の有効期間が2年以下の場合は6件未満、1年以下の場合は3件未満)の場合にあっては、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。また、前記4の各号のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。

## 6 変更の届け

評価機関は前記2(2)で整備する規程等に変更が生じた場合は、速やかに県推進機構に変更事項を届け出なければならない。

7 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い 認証を辞退する第三者評価機関は、県推進機構に届出を行うものとする。

#### 8 県推進機構との関係

(1) 定期的な事業報告

県推進機構の認証を受けた第三者評価機関は、毎事業年度終了後速やかに県推進機構に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

(2) 県推進機構への協力

第三者評価機関は、文書図画及び電磁的記録を適切に保管するとともに、県推進機

構が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

## 附則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成23年2月17日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、4(2)については、平成30年11月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。